

## 山梨県生涯学習推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、山梨県生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。ただし必要がある場合は、担当者会を置くことができる。

### (本部会議)

第3条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る関係行政機関相互の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に係る調査研究に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に関すること。

2 本部会議の構成員は、別記第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議に本部長、本部長代理及び副本部長を置き、本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は教育長及び県民生活部長をもって充てる。

4 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

### (幹事会)

第4条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別記第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に議長を置き、教育次長をもって充てる。

4 幹事会は、議長が招集し、掌理する。

### (担当者会)

第5条 担当者会は、幹事会の指示により関連事業の調査、研究及び調整を行う。

2 担当者会は、生涯学習関連事業を実施する関係課室長をもって充てる。

3 担当者会に議長を置き、生涯学習課長をもって充てる。

4 担当者会は、議長が招集し、掌理する。

### (庶務)

第6条 本部会議及び幹事会の庶務は、教育庁生涯学習課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

## 附則

この要綱は、平成 6年 6月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 9年 6月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 10年6月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 12年5月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 13年4月 5日から施行する。

この要綱は、平成 15年4月 4日から施行する。

この要綱は、平成 16年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 17年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 18年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 19年5月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 20年4月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21年4月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22年4月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 27年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 31年4月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月 1 日から施行する。